

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定等の趣旨

令和5年5月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたこと及び令和5年9月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく国の基本方針が改定されたことを踏まえ、県の基本計画においても、被害者の自立支援のための施策や関係機関等の認識の共有や情報の交換等の連携を図るための協議会の設置に関する事項を新たに追加するなどの改定を行い、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく基本計画（改定版）」を策定する。

2 計画の性格

- (1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第1項に基づく県の責務として策定する計画。
- (2) 県は、この計画の趣旨に沿って施策を実施する。
- (3) 市町村は、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（策定は努力義務）を定めるにあたっては、国の基本方針に即し、かつ、この計画を勘案して定めるよう努めるものとする。
- (4) 関係機関、民間団体等に対しては、この計画の趣旨に沿った各種活動における県、市町村との連携を求めるものである。また、配偶者等からの暴力を許さない社会づくりの推進に向けた積極的な取組を期待するものである。
- (5) 県民に対しては、この計画の趣旨に沿った取組に理解と協力を求めるものである。

3 計画の基本理念

配偶者等からの暴力を許さない社会づくり

4 基本目標

- 基本目標1 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進
- 基本目標2 被害者の保護のための体制整備
- 基本目標3 被害者の自立を支援する環境整備
- 基本目標4 関連施策の推進体制の強化と民間団体との協働

5 計画の位置づけ

- (1) 配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画として策定するとともに、第6次沖縄県男女共同参画計画の目標4「社会全体における男女共同参画の実現」の中の施策4「ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶」の達成を目指すための計画としても位置付ける。
- (2) この計画のほか、「沖縄県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（仮称）」における支援の対象となる困難を抱える女性には、配偶者からの暴力の被害が含まれていることから、当該計画との整合性を図り、一体となって本県における配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援のための施策を推進していく。

6 計画の見直し

この計画は、国が策定した基本方針が見直された場合や新たに盛り込むべき事項が生じた場合、施策の実施状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行う。

7 計画の策定等と進行管理

計画の策定にあたっては、県関係部局間相互の連携を図るため、関係課長等で構成する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画策定等庁内幹事会を設置し協議するとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画策定等委員会での審議や沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡協議会（仮称）（行政機関・関係機関・民間団体等で構成）（以下、「連絡協議会」という。）や県民の方からの意見等を聞き、幅広い意見を反映できるよう努める。

また、この計画における事業実施状況を毎年度、「連絡協議会」にて検証し、その結果を公表する。

沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画 改定版（案） 概要

第2章 配偶者等からの暴力をとりまく現状

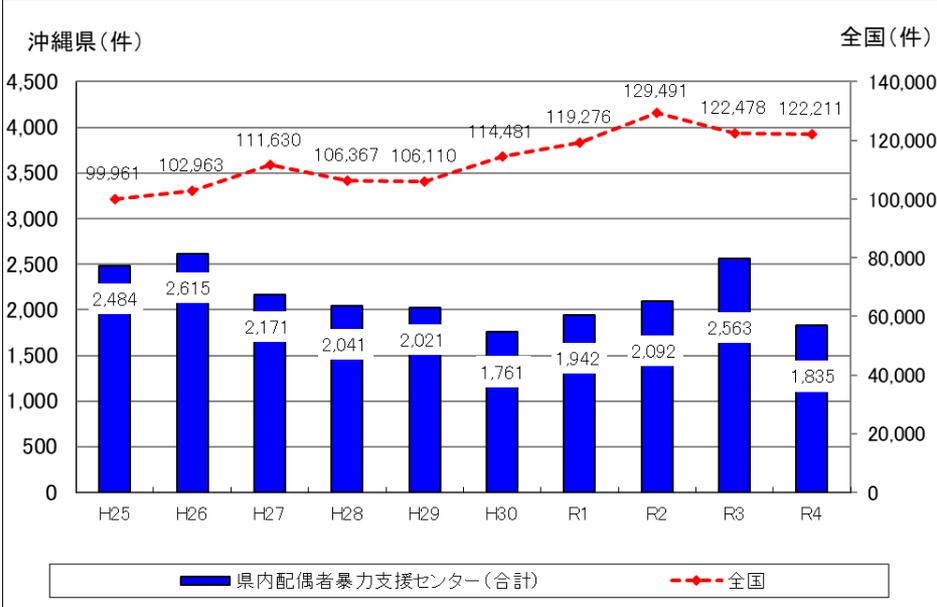
○国内の状況

約4人に1人は配偶者からの暴力を受けたことがあると回答し、
また、被害を受けた女性の約4割、男性の約6割はどこにも相談をしていないと回答している。

○県内の状況

DV被害を受けた人のうち、誰かに相談したのは全体の5割弱で、相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多かった。

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



資料出所: 沖縄県(青少年・子ども家庭課資料)、全国(内閣府男女共同参画局統計資料)

第3章 施策の内容 ※今回の県民意見募集箇所

基本目標1 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進

- (1) 人権教育・啓発活動の推進
- (2) 地域における活動
- (3) 加害者対策への取組

基本目標2 被害者の保護のための体制整備

- (1) 発見・通報
- (2) 相談体制・対応の充実
- (3) 一時保護体制・対応の充実
- (4) 一時保護所退所後の施設における保護
- (5) 医学的・心理学的支援
- (6) 外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等多様な背景を持つ被害者、同伴家族への援助

基本目標3 被害者の自立を支援する環境整備

- (1) 住宅確保に関する支援の充実
- (2) 経済的支援の充実
- (3) 就業に向けた支援
- (4) 子育て支援
- (5) 児童の就学についての支援
- (6) 国民年金の加入手続等における支援
- (7) 医療保険の加入手続等における支援
- (8) プライバシーの保護
- (9) 法的支援、司法手続に関する支援

基本目標4 関連施策の推進体制の強化と民間団体との協働

- (1) 施策調整機能の強化
- (2) 職務関係者の資質向上
- (3) 民間団体との協働
- (4) 苦情の適切かつ迅速な処理